

審議会会議録

審議会等の名称	第1回 瑞穂市都市計画審議会
開催日時	平成28年10月21日(金曜日) 午後2時00分から午後4時20分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
議題	議案 (1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(全体構想編素案)について《意見聴取》
出席委員 欠席委員	出席委員 倉内文孝(会長)、常川良史、広瀬武雄、 若園正博、杉原克巳、松野貴志、 酒井友幸(近藤委員の代理)、豊田隆夫、 倉田智之、竹林成熙、市橋直子、松野守男、 藤橋光男 欠席委員 無
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公開・ 非公開
傍聴人数	1人
審議の概要	(1)瑞穂市都市計画マスタープランの改定(全体構想編素案)について《意見聴取》 ◆内容 瑞穂市第2次総合計画などの上位関連計画の策定、国の政策転換(集約型都市構造への再編)などの情勢変化を受けて、市全体としての都市づくりの目標やこれを実現するための整備方針などを示す瑞穂市都市計画マスタープランの「全体構想編」について、意見聴取を行った。
事務局 (担当課)	瑞穂市 都市整備部 都市開発課 TEL 058-327-2101 FAX 058-327-2120 e-mail tosikai@city.mizuho.lg.jp

平成28年度 第1回瑞穂市都市計画審議会 会議録

日 時 平成28年10月21日(金) 午後2時00分から4時20分まで
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 第1会議室
出席者 倉内文孝(会長)、常川良史(職務代理者)、広瀬武雄、若園正博、
杉原克巳、松野貴志、酒井友幸(近藤委員の代理)、豊田隆夫、
倉田智之、竹林成熙、市橋直子、松野守男、藤橋光男 以上13名
欠席者 無
事務局 藤井政策企画監、鹿野都市整備部長、若園都市開発課長、
磯部都市開発課総括課長補佐、江崎都市開発課総括課長補佐、久保田主事
以上6名
傍聴人数 1名

1. 開催挨拶
2. 会長選任
3. 議題

(1) 瑞穂市都市計画マスタープランの改定(全体構想編 素案)について

事務局： 皆さん、こんにちは。
定刻より若干早いですけれども、只今より始めさせていただきます。
本日は、委員の皆様方におかれましては、大変忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。
まず、開会に先立ちまして瑞穂市の都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。

都市整備部長： 改めまして、皆さん、こんにちは。
今日は市長が所用で出席できないので、私のほうから挨拶をさせていただきます。
皆様方、新しく審議会の委員さんを快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。今日は会議ということで、初めて皆様が顔合わせをするということになります。都市計画マスタープランの全体構想について皆様のご意見を伺うということでお集まりをいただきました。
従来から言われております人口減少、高齢化社会という中で、瑞穂市も人口が増えているというものの、この先につきましては、国が推計するような人口減少へ向かっていくということは避けられない状況だと思っております。国の社会保障・人口問題研究所が推計をしております2010年を基礎とした2040年の推計を見ますと、岐阜県で208万人が約158万人へと50万人減るといような推計が出ております。また、20代から30代の女性の方の生活のライフスタイルとか価値観が変わってきて、そこの方々の人口が減るということもありまして、20

40年になりますけど、その人口が5割以上減るところが、国全体で49%、約半数が減るとい、いわゆる消滅可能性都市というような、ちょっとおどろおどろしい名前がよく新聞紙上にも出ると思いますが、岐阜県内の推計を見ますと約17町村がそれに該当するという推計も出ております。

瑞穂市では、昨年度末に作りました瑞穂市第2次総合計画の中で、2025年に5万5,000人という人口目標を立てております。この数字は、この9月ですと5万3,842人という中で、まだまだ増える、増加にあるというような推計を立てているところでございます。そういった意味で、総合計画の中では特に少子高齢化、それから安心・安全なまちづくりという中の基盤整備というところには、このマスタープランが大いに関わってくるというところでございます。

その中で、昨年度から、都市計画マスタープラン全体構想、それから今後作っていきます校区別の地域別構想と、この大きな枠の中で計画を立てていきます。これをもとに、それぞれの都市施設の配置だとか、いわゆる土地利用、市街化区域、市街化調整区域、それから用途地域というような、これらの見直しに係るような大元になるものでございます。今後、市民の皆様にご意見を伺う機会も地域別構想策定の中では出てくると思っております。その中で、最終的にはこの都市計画審議会でご審議をいただきまして、適切なお検討をいただきたいと思っております。今日は初回になりますが、皆様方には今後ともお世話になりますけれども、よろしく申し上げます。

事務局： それでは、只今より平成28年度第1回瑞穂市都市計画審議会を開会させていただきます。

最初に、本日の審議会は、委員13人全員の方のご出席をいただいておりますので、瑞穂市都市計画審議会条例第5条第2項に定めます2分の1の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、皆様方におかれましては、ご就任いただきましてから本日が初めての審議会でございますので、まず最初に皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元に配付してございます委員名簿に従いまして順次ご紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、瑞穂市の議会議員の委員からご紹介をさせていただきます。

・・・（委員の紹介）・・・

続きまして、関係行政機関の委員の方のご紹介をさせていただきます。

・・・（委員の紹介）・・・

つぎに市民委員の方をご紹介いたします。

・・・（委員の紹介）・・・

つぎに識見を有する者の委員をご紹介いたします。

・・・（委員の紹介）・・・

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

・・・（事務局の紹介）・・・

それでは、本日の会に入ります前に、2点ほど説明をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、本会議につきましては、瑞穂市審議

会等の設置、運営等に関する要綱第11条に基づきまして、原則公開とさせていただきます。また、本日の会議は、同要綱第12条に基づきまして、傍聴者を10名まで認めるものとしてホームページ等で開催の案内をしております。

2点目でございますけれども、本会議の会議録につきましては、瑞穂市審議会等の設置、運営等に関する要綱第15条に基づきまして作成をするものとします。本会議の記録につきましては、全文筆記とさせていただきます。また、この会議録につきましては、後日、市のホームページ等により公開をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いたします。会議録につきましては、審議会での取り決めによりまして、発言者等を委員1、委員2という記載方法により作成をすることとさせていただきます。

続きまして、瑞穂市都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づきまして、委員の互選により審議会の会長の選任をお願いいたします。

会長につきましては、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条におきまして、学識経験のある者から委員の選挙によってこれを定めとなっておりますので、学識経験のある方からの選任をお願いしたいと思います。

それでは、どなたか、会長の推薦はございませんでしょうか。

委員 1： その件に際しまして、事務局のほうで何か案があればお伺いをさせていただきますと思うのですが、よろしいでしょうか。

事務局： 今、事務局のほうからの提案はないのかということでしたが、それよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

事務局： それでは、事務局よりご提案をさせていただきます。
事務局といたしましては、倉内委員を推薦したいと思います。
倉内委員は、岐阜大学におきまして、まちづくりの根幹的な施設であります道路の交通ネットワークデザインや公共交通ネットワークの構築、交通マネジメント等、社会基盤に関する研究を精力的に進められておりました、まちづくりに関しても精通されているということで、ぜひともお願いをいたしたいと思いますが・・・。

(ここで、鳥取県中部を震源とした地震が発生。一時中断。)

委員 2： 地震。事務局のほうで、状況を確認してください。

事務局： 地震は鳥取で6弱となっております。

(地震の状況を報告し、再開)

事務局： それでは、会長は倉内委員でお願いをすることとしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局： ありがとうございます。
それでは、皆様のご賛同を得られましたので、会長を倉内委員にお願いすることといたします。よろしくお願ひいたします。

すみません、先ほどの地震は、瑞穂市で震度3だそうです。

それでは、倉内会長、一言ご挨拶をお願いします。

会長： あらためまして、倉内でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほど少しハプニングがありました。少しだけ自己紹介をさせていただきます。先ほども事務局のほうから紹介をいただきましたように、私の専門は交通をメインにしております。道路の整備、あるいは公共交通をどのように回していくのかというようなこと、そのほかに、実は災害に強い道路のネットワークとは何かというようなこともやっております。防災のほうにも非常に興味があり、色々とやっておりますけれども、今回、瑞穂市さんの都市計画審議会のほうからお声掛けをいただきましたのは、こちらの公共交通の会議、あるいは道路網の整備計画策定にも少しお手伝いさせていただいております。そのようなところからではないかなと考えております。

一方で、都市計画審議会ということですから、道路というよりは、どちらかというともちづくり、都市のかたちを決めていくようなものだと思います。私は大学の方にいるものですから、もちろん理論とかそういうことは一通り勉強はしておりますが、当然、都市計画を進めていく上では、そこの歴史でありますとかそこに住まわれている方の思いとか、そのようなものをきっちりと酌んだうえで、しかも、今の問題を少しでも改善するような方向に進めて行かないといけない訳ですが、その一方で、やはり都市計画というのは100年の計とも言いますし、これから先を見据えた息の長いものであるというように考えております。そういった、この先、皆さんの子供さんではなくて、お孫さん、あるいはその先の方々を見据えたような、そんなことも考えながらこういった都市計画マスタープランを考えていく必要があるかと思ひます。そういった意味では、私なんかはもう全然若輩者です。皆さんの力を得ながらより良いものを作っていきたいと思ひますので、ご協力の程どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： ありがとうございます。
続きまして、会長の職務代理者の選任をお願ひいたします。
瑞穂市都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、職務代理者は会長があらかじめ指名することとなっておりますので、会長よりご指名をお願ひいたします。

会 長： それでは、瑞穂市都市計画審議会条例第4条第3項の規定に基づき、指名をさせていただきます。
職務代理者を常川委員にお願いしたいと思います。
よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長： よろしくお願ひします。

事務局： ありがとうございます。
ここで、お配りをしております本日の資料を確認させていただきます。
まずは会議次第、それから委員名簿、A4横長の冊子で全体構想編との記載のもの、同じく青色のA4横とじの資料、それから都市計画審議会資料として都市マスタープランの全体構想素案でございます。不足がございましたらお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの進行は倉内会長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

会 長： それでは、皆さん、今日はよろしくお願ひいたします。
まず、事務局の方に確認します。
本日の傍聴希望者はございますでしょうか。

事務局： ございます。
本日、1名の方の傍聴希望がございました。

会 長： それでは、傍聴希望者の入室につきまして確認をさせていただきます。
ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

会 長： それでは、傍聴希望者の入室のご案内をお願いします。

（傍聴者入室）

会 長： 議事に入る前に、傍聴に関する連絡事項について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局： それでは、傍聴されます方に連絡をさせていただきます。
お手元に配付いたしました資料につきまして、いま一度、注意事項のご確認をお願ひいたします。資料に記載がありますとおり、会議中の発言等はできませんのでよろしくお願ひいたします。また、公開ということ

で傍聴が認められておりますけれども、録音や録画、写真撮影等は認められておりませんので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。
なお、事務局につきましては、記録の作成と保存のため、録音や写真撮影を行うことを申し添えさせていただきます。
連絡事項は以上でございます。

会 長： それでは議事に入らせていただきます。
本日、審議をお願いいたします議案は1件になります。
瑞穂市都市計画マスタープランの改定（全体構想編 素案）になります。
今回の議案につきましては、都市計画マスタープランの改定に向けた意見聴取ということで、さまざまな視点からご意見をいただければと思います。今日決めてしまう訳ではございませんので、たくさんのご意見をいただいて、その後、また修正をいただくということになろうかと思っております。
会議の進め方ですが、まずはこの議案に関しまして事務局より説明をいただいて、その後に各委員からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。質疑の際には、挙手のうえ、ご発言いただければと思います。
また、本日の会議は16時までを予定しております。審議の時間が十分でないかもしれませんが、限られた時間の中での忌憚なきご意見を願いたいと思っております。よろしく申し上げます。
それでは、議案につきましては、委員の皆様事前に配付をしておりますが、事務局のほうから簡単に簡潔に説明をお願いします。

事務局： 都市開発課の久保田と申します。よろしくお願いいたします。
説明の方ですけれども、事前にお配りをさせていただきました水色の冊子と、本日お配りをさせていただきました2枚つづりの資料によりまして、前のスクリーンでパワーポイントにより説明をさせていただきたいと思っております。また、スクリーンの方で見にくい箇所がございましたら、お手元の資料とあわせてご確認をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
それでは、座らせていただき説明をさせていただきたいと思っております。

まず、瑞穂市都市計画マスタープランとはということで、マスタープランとは、市の都市計画の指針としまして、土地の使い方や道路、公園など都市を構成するさまざまな要素の方向性を長期的な視点に立って定めるものです。ということで、この図の中の道路をどういった箇所はどういった規模のものを定めていくのか、また、公園などをどのようにどういった規模にしていくのかといった都市基盤の方向性を示していくといったものがマスタープランというものになります。
また、マスタープランのそのほかの役割としまして、3点ほどありまして、市民等との長期ビジョンの共有化、個別事業・施策を展開するうえでの拠り所、3つ目に、市民との協働のきっかけという役割を担っております。
続きまして、改定の趣旨ですけれども、マスタープランは平成20年9月に合併後、初となりますマスタープランを策定しております。その

後、平成23年10月に一部改定を行っております。その後、準都市計画区域の指定、総合計画の改定、また、国の政策では集約型都市構造への再編など、情勢は大きく変化しております。これらのことを踏まえて、今回、改定の方を進めております。また、国の政策の集約型都市構造につきましては、後ほど説明したいと思います。

続きまして、改定のスケジュールですけれども、来年の12月議会への上程を予定しております。これがもう少し詳しくしたスケジュールになっております。都市計画審議会の方ですけれども、来年の議会上程までに合計3回の開催を予定しております。今回がその第1回目ということになります。

続きまして、本日お配りをさせていただきましたホッチキス留めの2枚綴りの資料について、ご説明したいと思います。

こちらは、瑞穂市の現状と課題ということですが、いくつかございます。県内トップの高い人口増加率、また、県全体からしますと若いまちということですが、少子高齢化は着実に進行しております。また、国道21号や北方多度線などを主軸とした格子状の幹線道路ネットワークを構成している、また、18本もの一級河川が流下し良好な自然環境、親水環境を形成しているなどがございます。

以上を踏まえたうえで、一番下ですけれども、重点課題として2点ほど挙げさせていただきます。1点目は住宅都市としての魅力向上、2点目は多様な地域資源を生かした都市活力の向上ということで、2点を挙げさせていただきます。

つぎに、先ほどの改定の趣旨にもありました国の政策であります集約型都市構造について、少し説明をさせていただきます。

こちらの資料ですけれども、国土交通省の資料から抜粋をしたものを載せております。集約型都市構造という言葉は、なかなか聞きなれない言葉で色々な表現もあるという中で、この資料の中では多極ネットワーク型コンパクトシティといったような表現をしておりますけれども、方向性は同じような形で、政策の方向性としましては、施設や住居等がまとまって立地をし、自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設にアクセスできるようにするというような政策になっております。

こちらが図に表したものになりますけれども、現状という中で、2カ所のような公共交通の空白地がありますが、理想の姿としましては、公共交通であるバス路線でネットワークしたり、赤丸の方なんですけれども、そちらに商業施設や医療施設などをある程度集約し、それらを青い線の公共交通のネットワークで結んでいくことによりまして、持続可能なまちを目指していくといった施策になっております。今回の改定におきましては、この概念を少し取り入れて改定を進めております。

続きまして、上位計画であります瑞穂市第2次総合計画との関連といたしまして、まちの将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」と目標人口5万5,000人を今回のマスタープランでも踏襲する形をとっております。なお、現行のマスタープランの目標人口につきましては、5万3,300人となっております。

今まで説明をさせていただきました瑞穂市の現状や課題、また、国の政策などを踏まえ、都市づくりの目標として4つ挙げさせていただきました。

記述としては大きく変わっておりますが、方向性として大きく変わることはなく、集約型都市構造の考え方を取り入れるなどのプラスアルファの修正を基本としております。

それでは、順次説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず、目標1「誰もが安心して暮らし続けられる都市づくり」といたしまして、JR穂積駅を都市拠点としまして、各地区の地域生活拠点を水色の線になりますが公共交通のネットワークで結び、自家用車に過度に頼らず暮らせる利便性の高い都市づくりを進めていきます。ということで、こちらが今の集約型都市構造の概念を取り込んだ目標になっております。

続きまして、目標2「活力や賑わいを創出する都市づくり」としまして、広域幹線道路であります国道21号をはじめとします北方多度線、岐阜県南大野線を産業の集積軸としまして産業活動や交流の拡大、産業集積、既存ストックの活用などによって持続的な発展可能な都市づくりを進めてまいります。

続きまして、目標3「多様な交流を創出する都市づくり」で、市民交流拠点としまして、緑色の丸ですが中大規模な公園、また、歴史・文化交流拠点で小簾紅園などを含めて5つほどありますが、これらを有機的に結ぶ環状幹線道路ネットワークを形成することにより、市民同士の交流が活発な都市づくりを進めます。

続いて、目標4「自然や環境と調和する都市づくり」としまして、18本と多くの一級河川や農地を生かしたまちづくり、地球環境に優しい持続可能な都市づくりということ掲げております。

以上、4つの目標のそれぞれの絵を1枚の絵として重ね合わせますと、この図のようになります。穂積駅を中心としまして、各拠点となる地域生活拠点を幹線道路ネットワークや公共交通ネットワークにより連結するというような状態になっております。

つぎに土地利用構想で、まずは基本方針なんですけれども、良好な住宅市街地の形成、田園環境の保全及びこれらとの調和を基本方向としながら、8個の区分を設定いたしました。順次、説明をしていきます。

まず、1つ目は、住宅地（街なか居住）という形で、穂積駅周辺地区においては戸建ての住宅から中高層の集合住宅まで多様な住宅と生活利便施設や工場施設などが調和しながら立地する土地利用を図ってまいります。

2つ目は、住宅地（周辺・郊外居住）としまして、戸建ての住宅と低中層の集合住宅を中心としながら、快適性と利便性を備えた住宅地としての利用を図ってまいります。

3つ目は、商業地としまして、JR穂積駅と犀川地区ですけれども、生活利便施設を中心とした土地利用を図ってまいります。

4つ目は、住工共存地としまして、住環境と操業環境の双方の悪化を招くことのないよう工場と住宅等が共存する土地利用を図ります。

続いて5つ目は、工業地です。幹線道路への近接性を生かし、工場や流通・業務施設等を主体とした土地利用を図ります。

6つ目は、沿道複合地です。広域的な幹線道路の沿道という利便性を生かし、商業施設や流通・業務施設等が立地する非住居系を基本とした土地利用を図ってまいります。

7つ目は、農地・集落地としまして、良好な営農環境や景観等を支える

優良農地の保全を図ります。

8つ目は、自然環境地です。こちらは一級河川という形になっておりまして、多様な生態系の生息域として自然環境の保全を図ってまいります。

以上、8つが土地利用構想となります。

続きまして、先ほどまでの4つの都市づくり目標と8つの土地利用構想の実現に向けまして、4つの分野に区分いたしまして、それぞれ施策の展開をしていきたいと思っております。それぞれ4つについて、説明をさせていただきます。

まず、分野1としまして、道路・交通づくりです。方針といたしまして、自動車交通の利便性を高め、活発な産業活動や交流拡大を促進するため、幹線的な道路の整備を計画的に進めていきます。また、超高齢社会の到来を見据え、過度に自動車に頼らず暮らせる日常生活圏、安全な歩行空間等の整備を進めてまいります。

つぎに分野2の水・緑づくりの分野の方針といたしまして、市民の憩い、ふれあい、健康づくり等の利便性を高めるため、公園整備を計画的に進めます。また、下水道の整備を通じて水質保全を図っていきます。具体的な施策としまして、拠点的な公園や身近な公園といった公園の整備、河川を利用した水と緑のネットワークの形成、公共下水道の整備などがあります。

続きまして、分野の3つ目で、市街地づくりの方針といたしまして、活発な都市活動や快適・便利な日常生活を支える良好な市街地環境を形成するため、適正・合理的な土地利用とともに、その土台となる都市基盤の整備・確保を進めていきます。具体的な施策としまして、都市基盤の整備では、まとまった低未利用地における土地区画整備事業の実施、適正・合理的な土地利用としましては、用途地域の見直しや特定用途制限地域の指定の検討などを行っていききたいと思っております。また、拠点地区の整備といたしまして、都市拠点、地域生活拠点、学術研究拠点の整備も進めてまいります。

最後に、4つ目の都市環境づくりの方針といたしまして、質の高い良好な都市環境を形成するため、防災性の向上については、被害の拡大を防ぐ減災や、被災をイメージしてあらかじめ準備し行動する事前復興の視点も取り入れながら、都市基盤の整備を進めていきます。具体施策といたしまして、災害に強い都市基盤整備では排水機場の整備を、良好な景観の形成といたしましては景観計画の策定といったところを取り組んでいきたいと思っております。

以上、簡潔ではございましたが、全体構想素案の説明を終わらせていただきます。

会 長： ありがとうございます。
それでは、今、ご説明をいただきました議案につきまして、これからご意見、あるいはご質問等お受けしたいと思っております。どなたからでも、どの部分からでも結構です。
委員2、よろしくをお願いします。

委員 2： マスタープランのスケジュール表がありますけれども、第1回目が今日

で第2回目が来年の1月から3月、その後に第3回目ということで、3回でやるのが分かったんですけども、我々の任期は来年の5月までということで、第3回はないということですが、これはどのように考えれば良いですか。

会 長： いかがですか。よろしく申し上げます。

事務局： マスタープランにつきましては、非常に中身が多いということで、3回に分けて皆様からご意見等をいただきながら進めていくという形で考えているところでございます。都市計画審議会は、それぞれの案件が出てきた段階でそれぞれの議題についてご審議、ご意見をいただくというように進めておまして、その任期の間に出てきた案件等につきまして、その段階ごとにご意見、それぞれの案件についてのご意見をいただきたいということで、1つのものを作り上げる総合計画などの策定といったものとの流れは違いますが、その段階ごとにご意見をいただくといったような流れで考えております。

委員 2： 第1回、第2回、第3回でまとめて、1回目、2回目のものをまとめた上で審議会でご答申する訳だよね。そのまとめる段階で、もう任期がないということでは話が途中で切れちゃうというのでおかしいと思うんですけども。逆に、もう一度そのまま、再度立候補してくれということなのか、その辺どうですか。

会 長： お願いします。

事務局： 都市計画審議会というのは、やはり2年ごとの任期ということで、3回目は次回の任期ということになりますので、ご参加をいただけるというご意思等がありましたら、またその際にご応募いただくという形になります。

委員 2： ということは、2回目までやって、あとは関係なしに変わる可能性もあるということですか。それとも優先権がもらえるということですか。

事務局： 特段、優先権とかそういったものはありません。

委員 2： ということは、2回目まで言いつ放しみたいな感じになっちゃって、3回でまとめられた段階では変わる可能性もあるということですね。それから、ちょっと前にいただいたものを色々見ていたんですけど、非常に綺麗ごとというか、夢のようなことが書いてあって楽しいんですけども、財政的な裏づけが全く触れられていないんですけど、その辺はどうなのでしょうね。マスタープランって、財政のことを触れる必要はないものなのか、ただ単にこうあるべきだねとお金のことを全く関係なしに将来こうあるべきだという夢をみんなで語るという、ファイナンスは全然意味がないんだというのはどうなのでしょうねかと思えます。

会 長： 財政的な裏づけの件は、いかがでしょうか。事務局のほうから何かございますか。

一般的ところで申し上げますと、やはりそういった財政的なところをあまり深く書いているようなものは多くはないと思いますね。もちろん財政が厳しくなるのは分かっていますので、ただ単に夢物語では意味がないだろうというところは当然なんですけれども。

委員 2： これだけを見ていると、何か夢物語みたいだねという感じがする。

会 長： そのように見えるということですね。

委員 2： 要は財政的にこれから厳しくなるのは分かっている。支出が高齢化の中でますます増えていく。じゃあ、重点的に計画的にどういう財政計画をやるんだというようなものが、最後、答申の部分にあるのかもしれないですけれども、それを入れるならいいんだけど、ただ単に、それこそ綺麗だな、これはこうなったらすばらしいなと思うし、読んでいけばすばらしいなと思うんですけども、全くそのものがなければ、それこそ絵に描いた餅になってしまう。

会 長： そうなるのではないかというご指摘ですね。

委員 2： そう思いますけどね。

会 長： いかがですか。では、よろしくお願いします。

事務局： すみません。委員 2 の先ほどの質問と含めて、ご説明をさせていただきます。

都市計画審議会は絶えず設置しておりますし、例えば総合計画とか男女共同参画とか、1つの目的に基づいて計画を立てるために設置しているものではございませんので、この2年間ごとで委員の任期は切れますけれども、絶え間なくこの計画についてはつぎの委員さんの審議に引き継がれていくというように考えております。

それから、予算の話につきましては、マスタープランの構想の中に挙げたものを具体的に事業化していくというのがつぎの段階にはなりますが、その予算については、今度は市の総合計画の方と整合させるというのはもちろん当然ですし、市の財政上で出来ることと出来ないことというのは、やはり優先順位というものを市の総合計画に、もたれてやっていく必要があると思うので、先ほど会長さんが言われたように、まず都市の骨格、基盤を造るのに何が重要かというのはここで審議されるべきだと思いますけれども、その事業を実施する段階においては、市の財政というのはまた別のステージで語られるべきかなというように思っております。

委員 2 : これは答申の部分になるのかもしれませんが、いわゆる、これを実現していく上でどれが優先でそれぞれの財政状況を見通すということで優先順位をつけていかないと、ただ単にバラ色の絵だけでは全然意味がないと思います。

会 長 : そうですね。基本的にはマスタープランというのは、それこそ、こうあるべきだという必要論の方からの議論だと思うんですね。それに対して、当然ながら、今事務局の方から話があったとおりで、財政的な状況、いろいろな周辺の制約等々も踏まえながら、その中でつぎのステップとしてどういったものを重点的に進めていくのかという議論が行われるというように考えていただいたほうが良いのではないかと思います。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

委員 3 : 冒頭、自己紹介の段階で、自治会長、それから区長ということで申し上げました。下畑は、平成23年から下水道に関しての処理場の問題がずっと続いておまして、そういう状況の中で質問をしたいと思っております。先ほど都市整備部長が、都計審は継続をしている、基本的には引き継がれるという前提でお話をさせていただければ、前回の都市計画審議会は平成27年3月25日に開催されているんですが、ちょうど約1年半前ですけれども、そのときの議事内容と、それから、その後の都計審で審議された内容の進捗状況、これについてのご説明をお願いしたいと思います。

会 長 : いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

事務局 : 委員3がおっしゃられましたのは、下水道の計画決定についての審議会が開催された話ですね。

委員 3 : 平成27年3月25日に都計審が開催されている訳ですね。そのときの議事内容を、分かってはいますが確認のために申し上げているので、議事内容はどういうものであったかということと、それがその後、都市計画決定が4月21日に打たれているけれども、その分も含めて、都計審で議論されたことがその後どのような進捗状況にあるのか、これを確認したい。

会 長 : お願いします。

事務局 : 下水道の瑞穂処理区の決定について議論されたのが、平成27年3月の都市計画審議会です。その審議会の中では、計画、それから処理場の位置が適切であるというような答申であったと思います。その後、都市計

画審議会の意見をもとに、4月21日に処理場の位置等の決定をさせていただいたというところで、決定図書などは縦覧をさせていただいております。この都市計画審議会では、その後、この議案については審議はしておりません。

委員 3 : そのときの議事録があるんですけれども、議事録を全部読んでいても時間がないのですが、各委員の方々から「処理場については慎重に」「説明が必要だ」あるいは「地元の合意が必要です」といったような話があったということが記されております。それらを踏まえて、当時の下水道課長が「地元自治会をはじめ地権者の方には、私どもも細かい内容まで今後のご説明をさせていただいて、十分にご理解を得るように努力してまいります」といった文になっています。

それに対して、座長であるそのときの都計審の会長は、「今回のことに関して、資料1をめぐったところの岐阜都市計画下水道の変更という案ですね。1から4までございます。これについて案どおりでいいかということですけども、いろいろ地元住民の説明とか貴重な話がありました。」これは、先ほど言いましたように、各委員からそういう話があったということで、「それについては、市のほうで十分認識されていて今後詰めていくということですので、当然やっていくと思いますので、この案について案どおり認めてよろしいでしょうか」という話があって、この後「異議なし」ということです。それなりに地元への説明であるとか、そういうことが必要ですよと。それを多分、市は、行政はやられるでしょうから、この審議会としてやるという前提で認めてよろしいでしょうかというように読み取れると思っておりますので、これについての市のお考えを再度確認したいと思います。

会 長 : よろしくお願ひします。

事務局 : 審議会の議事録のとおり、認めていただいた中では、地元の下水処理場の位置決定の件に関しては、各委員のほうから地元へ十分説明が行き届いていないんじゃないかというようなご指摘があったので、十分説明するようにというようなご意見があったのは受け賜っております。担当部局の環境水道部も十分そこは認知して地元へ当たっていくという認識ではあります。

ただし、なかなかできていないという状況は現実にはあります。

委員 2 : ということは、地元の了解を得るという前提でもって都市計画決定をしている訳ですから、それがされていないということは、その都市計画決定自身が問題あると捉えていいんですか。

会 長 : どうぞ。

事務局 : いや、私はその前提条件をもとに承認されたという認識ではないので、委員2の意見と私の理解とは違うというように考えております。

委員 2 : 先ほどの議事録を見た段階では、各委員からそういったことを十分やるんだよと、やるという前提で承認しますよということだと私は受け取ったんですけども、違うのでしょうか。

事務局 : やるという前提は担当部局も十分認識しておりますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

委員 2 : 認識するということじゃなしに、やるということであって、認識とやるということ、実際行動するとは違うと思うんですけども。

委員 3 : 今の委員 2 の話しに関連することですが、実際に今のOHPは別にして、配付していただきました瑞穂市都市計画マスタープラン、これをかかなりずっと読みました。何回も何回も読みました。この中で、要するに前提条件を求める訳ですよ。ということは、このマスタープラン、これを皆さんが了解ですよということになれば、この中に入っている項目については了解したという捉え方になる訳ですよ。ですから、あえて申し上げている訳です。

ちょっとくどいように申し訳ないんですが、この中には、7ページに「特に本市の場合、整備が遅れている下水道への長期かつ着実な対応が必要です」とあって、下水道そのものというのを私は否定しておりませんので、これはこれでいい。ページ9「都市計画区域内で公共下水道を都市計画決定、整備未着手」とある。ページ10「特に整備が遅れている公共下水道」、ページ11には「下水処理場（未整備）」となっていて、地図に場所が記載されています。この地図だけ処理場の場所が記載されています。それから、ページ42「下水整備については、具体的には個別具体プランである瑞穂市公共下水道全体計画に基づき、また、当該計画の見直しも適宜に行いながら着実に進めることとします。」という文言がありますので、あえて確認をさせていただいているということです。

これが前提ですか。いかがでしょうか。

事務局 : 平成27年4月に都市計画決定をして、公共下水道瑞穂処理区及び処理場の位置決定というのは、今のところ法的に計画決定がされているので、前提というのは、全体構想の中でも、都市計画法上で位置決定され、また区域決定されたものについては踏襲しているというのがこの計画です。

委員 3 : ということは、これが前提ですよということだね。前提を覆すことはできるのですか。あるいは修正という言い方でも結構です。それは、今やるということじゃなくて、可能性があるのかないのかでも結構です。

事務局 : 委員 3 がおっしゃられました42ページのいわゆる公共下水道の事業に関する計画区域の方を決定したこの図面を見ていただくと、個別の事業はこのようにある中で、これを1つの都市計画施設であるので、全体構

想の中に入れてあるというもので、この計画が見直されてれば当然このマスタープランの中の見直しが出てくるということになります。

委員 3： 見直しもあり得るということによろしいんですか。

事務局： 個別の計画が見直されてれば、マスタープランの変更、見直しというのも当然あると思います。

委員 3： くどいようですが、この議論は前提ですが、その前提そのものも変更があり得るかも分からないということで、今後の都計審を続けていくということになる訳ですか。

会 長： お願いします。

事務局： いわゆるマスタープランにつきましても、平成20年に作成したものを今回一部改正しようというものです。ですから、個別の変更が出てれば、マスタープランと不整合が生じれば、マスタープランの変更をしていくということになります。それで、マスタープランの中に書いてあるのは、総論としては、市街化区域をもつ瑞穂市の場合には公共下水道が必要ではないかという方針を市側としては出させていただいているので、その具体的な整備計画につきましては各論に入ってきて、その見直しに基づいて、全体計画やマスタープランに跳ね返ってきて見直しをするという格好になります。

委員 3： では、各論の段階ではそういう議論もあり得るということで、この場は了解をしておきます。ただ、私が申し上げているのは、下水道そのものについて頭から否定をしているものではなくて、平成23年12月の段階で、処理場の問題が頭ごなしに下畑自治会、あるいは下畑区にきたという、そこがルーツですので、このことについてまた詳しい説明が必要でしたら、その段階で説明をしますということです。

会 長： 分かりました。
今のお話、1つの議論としては、もちろん下水道のところの話ではあるんですけども、上位計画という言い方が良くないのかもしれませんが、都市計画マスタープランという、いわゆる少しザックリとした理想像に近いようなものを作るものと、個別の具体的な位置を決めるような、これは下水道に限らずだと思いますが、そういったものとの整合、不整合の話もあると思います。

最終的な細かいところの決定は、個別計画の方でしっかりと議論をいただかないといけないし、それを受けた上での都市計画の決定というところがここの立場だということのように考えております。そういった位置づけの中で、この都市計画審議会の中ではどういった議論をするかということで色々と議論いただければと思います。今の意見が別にダメだという訳では全然なくて、もちろん非常に重要なご指摘ではあろうかと思えます

ので、今の下水道に関しては、ここまでで少しご意見を伺っておくというようにさせていただきたいと思います。

委員 2 : 42ページの地図で、アクアパークみずほと書かれているのですが、この全体をこれでいいですよとなると、これを含めていいですよという形になるんですか。

会 長 : いや、そういう訳ではないというのが今のお話ですね。

委員 2 : そうですね。

会 長 : 個別の具体的なところは、あくまで個別の計画のほうで議論すべきところになっていると思います。そういった理解でよろしいですか。それでは、そのほか、何かございましたらお受けしたいと思います。委員4、お願いします。

委員 4 : 拠点として、穂積駅近くを都市拠点として7カ所の拠点を造るということだったんですけども、今、人口が5万人ぐらいという状態にありますので、穂積駅を中心に1万人いるとして、6で割ると大体七、八千人ずつぐらいになると思うのですが、拠点というのはそこに何かを造るということで、穂積駅に商業施設を造ったり、医療や福祉を造ったりということは分かったんですけども、他のところの拠点という意味はどういう意味かというのと、今もコミュニティバスが走っていると思うんですが、それとどのように違うのかという点が1つと、あと、穂積駅が都市拠点ということになっているんですけども、穂積駅を使っている通勤客、乗客の方は1万7,000人ということが調べて分かったのですが、このうちの何人ぐらいが瑞穂市の住民なのか、どこから来て穂積駅を使っているのかという分析はされているんでしょうか、ということをお願いいたします。

会 長 : ありがとうございます。
2点、ご質問があったかと思いますが。
1点目は、拠点のところ、特に地域生活拠点というのがどのような位置づけになっていて、それに対する整備の考え方、そういったところに関しての考え方と、それぞれをつなぐ公共交通の今の現状との関係及び穂積駅の利用者に関するところでしたが、今の質問に対して事務局のほうから何かございますか。

事務局 : 地域生活拠点というものはどういうものかというご質問ですけども、こちらにつきましては、いわゆる日常生活をしていく上で必要となる機能、例えば商業施設だったり医療・福祉施設、金融機関等もあるかとは思っているのですが、そういったものをある程度、急激には無理なのですが緩やかにこういった地域拠点の方へ誘導していくことによって利便性を高められないかというところで、そういったところを地域拠点で位置づけて

いるところになります。

こちらの拠点につきましては、図の中では青色の線でネットワークが組まれたような状態になっておりますけれども、先ほども説明をさせていただきましたが、公共交通で結んでいくような形で考えているということです。現実的には、今、現時点では市の方にありますコミュニティバスで、こういったところの拠点のネットワークを組みまして、今後高齢化になっていっても皆さんが日常生活に困らないような、そういったまちづくりを進めていきたいということで、このような位置づけをしているというところでございます。

会 長： 穂積駅に関する情報の中で、市内利用者というのは数字としてはどうですかね。

事務局： すみません。資料を政策企画監の方が持っているということで、後で説明させていただきます。

会 長： わかりました。後で分かればということで。

委員 4： あと、今、7つの地区に色々と緩やかに集約するということだったのですが、人口を割っていくと8,000人ぐらいしかいないところで、ここにそれだけの拠点を造って、そこに集まるのかということに関してはどう考えているのでしょうか。

会 長： いかがですか。お願いします。

事務局： 今、7つの拠点の位置づけがある場所の現在の状況を見てみますと、商業施設があるところ、それから、穂積駅もそうですけれども、駅があったり道路が交わっているようなところ、そういったところを7つの拠点として位置づけています。実際に人が集まっているような、それから計画的に位置づけているところも少しあるのですが、そういったところに位置づけておりますので、これから新たにというよりは、今ある流れをそのまま維持していきたいといいますか、生かしていきたいというような考えで、この地域を設定しています。

会 長： 委員4、どうぞ。

委員 4： 先ほどインターネットでコミュニティバスの利用状況というのを拝見させていただいたのですが、1日当たり60人とか書いてあったのですが、それが今現状と変わらないような形で誘導するというのは、高齢者の方が利用しているもので、どのような計画を立てていらっしゃるのでしょうか。

会 長： よろしいですか。

事務局： 委員4のおっしゃられたとおり、今の現状を見ますと、確かに乗降者数が非常に少ない状態ではあります。そういったところを今まさに、どうしていくのかということと地域公共交通網形成計画策定等で、そういったところの議論をしている状況にあります。この絵では、瑞穂市の中だけで絵が描いてありますけれども、少し大きな圏域を捉えてということで、瑞穂市だけではなくて近隣の本巢市ですとか大野町、北方町も含めて、そういったところを広域的に計画を進めているということとございます。

会 長： よろしいですか。

事務局： すみません。

先ほど、駅の利用者1万7,000人の内訳についてというご質問があったと思いますが、駅の利用者の内訳でございますが、各市町についてそれぞれ何人かという情報はございませんが、ひとまず類推することができるデータがございます。それは平成23年にパーソントリップ調査を行っておりますが、そのパーソントリップ調査のデータは何を示すかといいますと、穂積駅に来る手段を調べております。それがバス、自動車、二輪車、徒歩、不明というものがございます。その割合が出ておりして、そういったものから試算いたしますと、徒歩とか二輪車についてはやはり瑞穂市の方々が主に利用されている。一方で、自動車につきましては、瑞穂市の方、それから近隣市町の方が利用されておりますが、多分、近隣市町の方の利用の割合が多いというように考えております。

具体的な数字を申し上げますと、平成23年当時でございますが、穂積駅を利用しているバスの利用者、これはパーセントでございますが、0%とほとんどいない。それから、自動車については48.7%、それから二輪車については17.8%、徒歩については33.5%となっております。ただし、徒歩につきましては、穂積駅周辺には非常に駐車場がありますので、駅の近くで調査いたしますと、駐車場に車を止めて歩いてこられた方も徒歩でカウントされますので、実際にはもう少し自動車を利用されている方が多いのではないかと思います。そういたしますと、パーセントで申し訳ございませんが、利用者の方の約50%が周辺市町から穂積駅を利用しているのではないかと思います。以上でございます。

会 長： 委員4、よろしいでしょうか。

委員4： この乗降客数というのは1万7,000人ということだったんですけれども、行きと帰りで1万7,000人という意味だと思うので、8,500人ぐらいなのかと思うんですね。半分だと4,000人ぐらいで、5万人のうち4,000人ぐらいしか駅を使っていないということになると思うんですけれども、この都市拠点に一番の中核なところをここと定めたのは、やはり人数が多いからということでしょうか、どういう理由でここにされたのでしょうか。

会 長： いかがですか。
1つの大きな都市拠点として穂積駅周辺を選んだという、その根拠とい
いましょうか、拠り所ですね。

事 務 局： ご存じのように穂積駅につきましては、瑞穂市の市民だけが利用する訳
ではございません。そういったことから、近隣市町のことも考えまし
て、ここの穂積駅については拠点、瑞穂市の方も利用しやすい駅、逆に
周辺市町の方にとっても利用しやすい駅ということから、このような拠
点に決めているところでございます。

会 長： よろしいですか。

委 員 4： それでは、他の市の方も使っていただけるような施設を造るということ
ですか。

事 務 局： そのとおりです。

委 員 4： そういうことになる訳ですね。

会 長： そういった意味では、交流人口という言葉が最近よく使っていますけれ
ども、いわゆる市だけのものではなく、ここの市を通り過ぎる中でもこ
こで少しワンストップしていただくような、そのような施設として位置
づけたいということですかね。
委員3、どうぞ。

委 員 3： こちらの資料の5ページ、これからの都市づくりということで、集約型
都市構造への転換で「日常生活に必要な各種機能が住まいに身近な場所
に配置される」「住民は過度に自動車に頼ることなく公共交通によって
これらの機能にアクセスできるような環境を創出する」というところは
いいんでしょうけれども、その他のところにも人は住んでいるので、私
のところもある意味ではそういったところに入っていない地域になるの
ですが、国土交通省の資料を見ると、例えばデマンドタクシーとか乗り
合いタクシーなんかも絵の中には入っているのですが、コミュニティバ
ス、あるいは通常の民営のバス、それからデマンドタクシーであると
か、この辺については複合的に検討することということは可能なのでし
ょうか。どうなんでしょうか。

会 長： いかがでしょうか。公共交通の計画の方ですね。

事 務 局： 先ほどのご指摘にもございましたけれども、みずほバスの方が非常に利
用率が悪いという中で、議会などでも指摘をされて、もっと過密にダイ
ヤを増やして運行するのはどうかというご提案もありました。逆に、委
員3がおっしゃられたように、特定の方、特定の地区にデマンドタクシ
ーというようなことも、バスが行かないところについてはそちらのほう

が逆に経済的だということもあるのではないかとということで、どちらかということ福祉部門ではそういうことも考えているということは聞いています。

もう少し言いますと、本田団地ですと買い物タクシーが既に利用されているということをお聞きしていますので、そういうのも含めて、単に路線バス、みずほバスだけの運行だけではカバーできないところは、そういうこともアイデアとして今後は必要になってくると思っております。

会 長： お願いします。

委員 3： これは国土交通省の配布された資料の中で、マスタープランの中にはデマンドタクシーというのはあったのかどうかわかりませんが、多分なかったと思いますが、デマンドの乗り合いタクシーについて、都計審の議論の中でそれを提案してやる議論を進めてもいいのかどうかというのは、これもはっきり言えば個別の案件になるのか分かりませんが、そういう議論があっても良いという前提でよろしいんですか。

会 長： お願いします。

事務局： 今、どちらかということ公共交通のネットワークというようなことと、路線バス、コミュニティバスというような視点で話を進めておりますけども、今おっしゃられるようなことも行政として、マスタープランに入れていく必要があるというように思いますので、今のご提案のとおりだと思います。

会 長： よろしくお願いいたします。

委員 5： 委員5ですが、原点に戻りまして、今、何かミクロ的なところに入ってしまったようなようですので、一番最初のところに戻りまして、まずスケジュール的に言いまして、この審議会は今回が1回目なんですよね。その前には、資料で言うと、既に地域別の懇談会というのはされてこういった議題が出てきた訳ではないのですよね。これは要するに行政側のプランということなんですかね。地域の住民の方の意見というものは全く反映されていない、こちらのデスクプランなのか、まずそこを聞きたいですね。それからの入り方によって全然違って来るんですよ、私の質問の仕方も。

会 長： では、まずそこからですね。そこは、いかがですか。お願いします。

事務局： 今、お示しをしておりますスケジュールにつきましては、3カ月ごとのスケジュールで表記をしておりますので、今回の第1回目の審議会と地区別懇談会が同じところに横並びで並んでいる状態ではあるんですけれども、地域別懇談会につきましては、まだこれから行う予定です。

会 長： これから。

委員 5： これからですよ。そういうことですよ。
ということは、まだこれは行政のデスクプランですね。地域の方の意見
というのは何も入っていないですよ。

事務局： はい。

委員 5： そうですよ。
それで、私、議員の立場ではなくて、住民の立場でお話しをさせていただきます。
まず、瑞穂市全体としてこれからどういう方向でいくのかということ
を考えていかないといけないと思います。先ほど立地条件から8つ区分設
定の説明がありましたが、私の住んでいる巢南の中校区、それから西校
区も該当しますが、今は準都市計画区域となっております。農地が多
く、私たちのような農業従事者にとって、今、国として一番問題とな
っているのは、後継者つまり担い手がないことです。つまり農地を如何
に守っていく人がいるかどうかという問題です。一度、地域懇談会を開
いてお話を聞いていただくといいですね。大方の皆様は自分の代だけで
もういいよとお話しされる方だと思いますよ。行政の方も素案をつくる
段階で、そこら辺は肌で感じてみえると思います。
先ほど100年の計というお話もありましたけど、このようなマスター
プランというのは5年や10年のプランではないのです。それぞれ軌道
修正をするのだけれども、ある程度の10年、20年単位のスパンで考
えてやらないと、大きな構想ががらりがらりと変わってしまったら、そ
れでは構想になっていかない。プランになっていかないですよ。です
から、そこら辺はまず森をしっかり見ないといけないということです。
森を見て、どのように20年、30年後の瑞穂市はどうするのか、そこ
から木に入っていくといけない。
地域住民の方にこの案を持っていっても、今のままの延長だと、ただ色
を付けただけだと思われる方が半分以上だと思います。やはり現実的な
問題から進めていかないと、せっかくこのような立派なマスタープラン
を提出いただいても、先ほど委員2が言われたとおり絵に描いた餅に終
わってはもったいないと思います。我々、これだけのメンバーを集め
て、時間をかけてやっている訳ですから。
したがって議論をする場合のたたき台は机上のプランでもいいと思いま
す。たたき台がないとなかなか議論が進まないと思いますし、もう少
し、現実的な問題をここ5年、10年のスパンで考えて、更に財政的な
面も考慮しつつ、現実可能なプラン設計により精度アップを計っていけ
ばいいマスタープランが出来上がると思います。

会 長： ありがとうございます。
非常に大事なご意見だと思いますけれども、何か事務局の方からありま
すか、今のご指摘に対して。

おそらく委員もおっしゃってくださったとおり、まず話を始めるためには何かが必要だよねと。当然、その一方でやはり地域の中での議論をしていく上で、上位といいましょうか、全体構想というものも当然変わってくるでしょうと。そういう意味では、まずはたたき台ではないのかなというように思っています。一方で、おっしゃられたとおりで、確かに総花的といいましょうか、そういったところがあるのかもしれませんが。先ほども、現在の状況の延長線にあるようなコメントもいただいたと思います。

確かに、都市計画ということ考えた場合、実は2つのちょっと矛盾する方法が必要だと思うんですね。1点は、いわゆるビジョンと言ったり成功イメージと言ったりするような、将来このまちをどうしていきたいのかという、これは夢物語になるかもしれない、そういったものが1つ成功イメージとしてみんなで共有できるものが欲しいねというのがあると思います。一方で、それをどのように実現していくためのステップとして、ここ5年、ここ10年は何をするかというところについては、実は身の丈に合った規模での着実な計画というのがもう一方で出てこないといけない。その2つがもちろんすぐにつながるものではないけれども、少なくとも成功イメージを持っている方に少しでも近づくようなものとして現実的な計画を進めていこうというような形をとるのが理想といいましょうか、当然といいましょうか、そういったものになるべきであると思います。

当然ながらそれぞれの5年、10年の計画がマスタープランに入る訳ではないので、どちらかという夢物語じゃないですけども、ビジョンを語っている、そういったものが1つの大きな軸にはなる。そういった意味では、先ほどから絵に描いた何たらというようなお話もありますけど、私はそういったものが一方ではあっても良いと思います。あるべきだと思うんですね。ただ、もちろんそれだけで終わってはいけないよねというところは当然ながら押えておく必要があって、これはおそらく行政の方が一番良くご理解されているところだと思うんですけども、そういった中では全く意味がないものを書いて仕方がないのですが、もう少し戦略的といいましょうか、夢といいましょうか、こうあるべきだというようなところが前に出ても良いのではないかとこのように考えました。今のご意見をお聞きしていて私もそのように思いました。

委員 6 : 実は私もずっと黙っていたんですけど、正直言いまして私も素人ですし、都市計画の何たるかも経験もございませんので、ここに座ってどの立場でどういう見方で都市計画を考えればいいのかと考えました。いきなり委員3とか委員2が各論のほうへ入られていって、そこから行くのかなというのがあったので、余計に意見が言い出せなくなったんですけど、今、委員5が言っていただいて、同じ意見だなと思いました。私はもっと大きな視点から議論すべきなのかなと思うんですよ、マスタープランと言うのは。この事前資料をもらって、私もマスタープランは40年、50年先の計画を立てるためのものだなというように思っていたんです。5年、10年先なら、もう見えていますので、具体的に予算立ててもできますし、具体的に周りの状況も計画が立てられると思うのですが、ここで議論するのはもっと先の話じゃないかなと思います。ですから、夢物語で僕はいいんじゃないかなと思います。ただ、そこに実現性

のあるものを目指せる何か材料があれば、例えばこれは県の計画であったり国の都市計画であったり、そういったものに則って、あるいはそれに影響されながら市の計画ができていくと思うんですね。当然、周りの状況が刻々と変わってきますし、例えば国の東海環状道路が出来ていく、それに対して市はどうアプローチしていくのかということになれば、そこはもう5年、10年先の話なんですけど、新たな計画ができ、目標ができていく。そういった意味では、先ほどの委員5の農業問題も、メモを自分で事前に用意したんですけど、農業政策と一緒に考えないとこれもできないだろうと思いました。これは最初に見せてもらったときに、ほんとうに非常に細かくできているなということも思ったんですけど、第一印象は、今までの状況を眺めて、ただ現状をまとめたのかなと思いました。ここから我々が線を入れていくのかなという、そういう印象を受けました。

会 長： おそらくご意見としては同じ意見ということではないかと思います。ありがとうございます。では、よろしくをお願いします。

委員 7： 1つだけ。
僕も今、委員6のおっしゃったとおりで、委員5さんがおっしゃったんですけど、全体を見てマスタープランの策定に進んでいくと思うんですけど、1つだけ、国の政策、集約型都市構造についてということで、これを交えて進めていくのかどうかということをお聞きしたいと思います。市のほうでは、国の施策の集約型都市構造とあわせてマスタープランを進めていくのかどうか、まずその辺の確認をさせていただきたいです。

会 長： いかがですか。

事務局： この考え方を踏まえてということで、今回の都市計画マスタープランの全体構想は作っておりますので、方向性としては、これを見ながら考えながらまちづくりを進めていきたいという方向です。

委員 7： となってくると、ここで皆様の話を聞きながら、特に委員5と委員6からもおっしゃられたとおり、全局で見えて話して瑞穂市がどうかといったら、人口が集中している地域と減少している地域、そこを見た上で比率も見ていかないといけないんじゃないのかなと思うんです。特に駅前だけとか、住宅地の黄色の部分でいいますと穂積地区、巢南地区はほとんどないという状況の中で、各学校区の問題があったんですけど、子供の人口減少、特に中地区、こういった問題も含めてきますと、従来のコンパクトシティですか、いわゆる何もかも全部を密集させてどうのこうのといいますが、その部分には人口は増えますけど、それ以外の地域で一番遠いところは人口減少になるのではないのかなと思ひまして、私が思うには、国の施策は施策として、あくまでも瑞穂市は瑞穂市で考えていく必要があるんじゃないのかなと思うんですけど、その辺はいかが

でしょう。

会 長： いかがですか。

事務局： 委員7のおっしゃられるとおりだと思います。今、瑞穂市のほうで考えておりますコンパクトシティー・プラス・ネットワークという考え方につきましては、皆さんがお住まいの地区をぎゅっとコンパクトにしようということではなくて、ある程度分散しています機能を集約して、そこに行くまでの足といいますか、そういったものを効率よく運行できるような、ネットワークが組めるようなそういったものがないかというような考え方です。それをこちらのマスタープランのほうへ反映しております。お住まいの地区につきましては、まちなかに住みたいという方もあれば、田園風景を眺めながら住まわりたいという方もおみえになるかと思しますので、それぞれの地区でお住まいになられる、それにつきましては特に無理に集約をしていくという、そういったところは基本的には考えてはおりませんので、まちを活性化していくために何か効率よくやれる手段の一つとして、コンパクトシティー・プラス・ネットワークというのを使っていきたいといった考えで、こちらのほうに入れさせていただきました。

委員 7： ということは、やはり先ほど委員4のおっしゃったみたいに、地域住民の方のご意見を取り入れていく必要が大いにあると思うんです。今おっしゃられた都心部を好んで住まわれる方とか田園がいいという方とおっしゃいましたけれども、はたして本当にその辺がどうなのかというのを確認しながら全体的にやっていかないと、旧行政区で言うてしまうと穂積区は人口が集中している、ところが巢南に関しては農業だ、そういうような分け方ではなくて、全体的にやっていって、なおかつ農業に関しても、自給率がしっかりと保たれていれば、それ以外、余ってくる田畑につきましては市街化区域に変更するとか、特に中区とか巢南のほうへ行きますと色々な地域がありますけれども、美江寺のほうでも駅がありますので、そういったところも踏まえて、今後こういった話を進めていく必要があるんじゃないかなと思います。その辺を、また進めていただくようによろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。

委員 5： 先ほど発言させていただきましたが、更に付け加えるならば、東海環状道路の西回りルートが開通しますと西校区というものはものすごい様変わりすると思います

私は基本的に瑞穂市に商業地ゾーンというのはあまり意識しない方がいいと考えます。そのような考え方をすると否定的な意見となりますが、瑞穂市は岐阜市と大垣市、40万都市と16万都市の中間に位置し、名古屋までJRで25分の衛星都市圏です。穂積駅周辺の商業地機能としてのポテンシャルはあまり期待できないと思います。

したがって、あらゆる機能をマスタープランに包含しなくても私はいいい

と考えます。例えば商業機能としては、東西にJRで5分前後で到着する岐阜駅、大垣駅があり、そちらにお任せしようということも1つだと思います。瑞穂市の立地条件の良さを最大限に生かすのが、結果的には財政も豊かになるし、ファイナンスの面でも当然豊かになると思います。

今までのまちづくりは全部の機能を全部持つという感じでしたが、人口減少になってくると、この機能は必要、この機能は要らないと要求の変化が出てきます。

例えば、今で言うと公共施設なんかそうだと思います。これから耐用年数が過ぎて、これからどうしようとなっていきますから。ですから、これからはある程度そういう情報も、あらゆる手段を持ってキャッチできるので、そこからいかにデータをセレクトして瑞穂市として存在感を高めるためには何が充分条件として必要かをしっかり織り込むことが出来ればいいマスタープランになると思います。

会 長： ありがとうございます。
おっしゃるとおりだと思います。ここで全てがないといけない訳ではないですし、逆にどこかに任せることでそのほかに注力できるのであればそれに越したことはないところもあるかもしれないですね。そこは今後の検討の中でも十分考慮いただければと思います。
そのほか、いかがですか。
よろしくお願いします。

委員 8： 今まで色々なご意見が出ましたが、私は計画のローリングについて少しお話をしたいと思います。
国でも県でも市でも長期計画を作るというのが盛んですけれども、今回のマスタープランというのはまさに都市づくりの計画の頂点ということで、ある程度は将来の夢といいますか、こうありたいなというものが盛り込まれることは当然のことです。ただ、非常に今は時代の変化が激しいときですから、常に計画というのは見直しや修正、ローリングをやっていく必要がある訳です。具体的な例で言えば、今、牛牧小学校は増築をして子供が増えています。しかし、それは子供を持った親が地価が安いからあそこに土地を求めて住んでいるだけで、子供らは大きくなっていく訳です。もう9年以上、15年ぐらい経つと小学校は空いてくる訳です。その辺のこともあるので、今の7つのクラスター、拠点を立ててそこに効率的に行政投資をしたい、これは当然ですけど、やっぱりそれだって将来は7つになるのか、それが5つになるのかもしれないし、あるいはもっと9つに増えるのかもしれないし、そういうローリングというのは計画でもそうですが、お守りをしていくことも大事なんです。お守りをしながら修正、変更していくということを、是非ともお願いをしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。
おそらく適宜、進捗状況等々もチェックしながら修正をしていくというところなんですけど、いかがですか、その点は。よろしいですか、事務局のほうは。

最近、片仮名言葉で言ってしまいますけれども、よくPDCAなんていう言葉を使います。プランをした後で、それだけではなくて、プランをしたものを着実に実行する、ドゥーをする、それがうまくいっているのか、やはり条件が変わっているのかをチェックして、チェックしたところで不具合があるものをやはりアクション、修正をしないといけないということは基本的に行政の中に考え方として定着しつつあるというように思っていますし、そこは我々も当然チェックをしないといけないと思いますし、大事なところだと思います。

ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

お願いします。

委員 2 : これの都市づくりの基本計画のところ、先ほど地域生活拠点というのは、その周りで色々な公共交通で、車で動かなくても良いよということだと思えますけれども、その下の健康づくり拠点としては、2の赤丸のところと緑丸のところと離れている。これは高齢化していく中で車をできるだけ少なくすると、自家用車ではなくそのところで生活できる。年寄りが健康づくりのためにそこへ行くのに、今度は逆に離れているところにあるということ自身が矛盾をしているんだけど、逆に赤丸のところと緑のところと来るならいいんだけど、その地図を見ていると緑の丸が全部公園なんですよね。公園が本当にコミュニケーションを作る場になるのかと。犬の散歩だとかというのものもあるんでしょうけれども、本当にコミュニティー、地域の住民参画と協働のまちづくりという意味から言うならば、そういったところにコミュニティセンターであるとかがあって、住民がいつでも集まって話ができるという拠点こそ必要であって、公園自身は確かに健康づくり、公園を歩くのはいいんだけど、そのところに行くまでの生活拠点と離れちゃっているということが非常に問題があるし、逆に生活拠点の中にそういうものを造らなくてはいけない、逆に駅の真ん中にでも、駅の近くに住んでいる人には公園もあってもいいのかもしれないし、そういうところに住民が集まって色々なことを相談する、コミュニティーをつくる、醸成するためのコミュニティセンターが必要。今現在は、本田とかにありますけれども。それこそ、そういった施設が必要だろうと思うんですけれども、ちょっと離れているところに矛盾は感じますし、そういったものが必要だろうと感じます。

会 長 : ありがとうございます。

この点、いかがですか。

おそらく私の理解の中では、当然、都市拠点等々、あるいは生活拠点の中にそういった交流の場所というのは必要になってくるはずですし、何かそれが新しい箱物を造るかどうかなんてのは別にして、何かの場所としてそのような工夫をしていただくことは重要ではないかと考えておりますが、何か事務局のほうからありますか。よろしいですか。

今のはご意見ということで、承っておくことでよろしいですか。

ありがとうございます。

そのほか、いかがですか。

委員 3。

委員 3：先ほどの地域別懇談会とか、これはまだ開催されていませんが、これから開催していくということですが、基本的に皆さんのご意見の中に、地元の意見を聞くという話がありましたですね。具体的に瑞穂市のまちづくり基本条例というのがあるって、市民参画、あるいは市民との協働と、基本的にはそういうものがありますけれども、具体的にまちづくり基本条例に則ってという言い方が正しいかどうか分かりませんが、整合性を持った形でどのように市民の意見を取り入れていくのか、その辺のお考えはありますか。

会 長：いかがでしょうか。
お願いします。

事務局：今日の審議会ですべての構想案を作って、先ほどから言っていますとおり、大きな区切りとしては全体構想と地域別構想、地域別というのは校区別の構想を作るという段階です。地域別構想は、また市のほうでたたき台を作りますけれども、これを総合計画策定の懇談会のときみたいに、作ってから決定するまでの間の時間がないというご批判も十分承知していますので、市側で作ってから、その案を各校区の皆さんにご意見をいただきまして、それをすぐに決定するというつもりもございませんので、校区の懇談会を通じて意見を反映させていただいて、地域別構想をもう一度練り直していく。そのあたりについてはまた審議会のほうへフィードバックさせるというのは考えていますし、最終的には、これは手続上ではございますけれども、パブリックコメント等をやらさせていただくというようなかたちで、全体的にみると市民の皆様方からは2回、意見をいただける場を作りたいと考えております。

委員 3：ということは、校区別の地域別懇談会をやる以前は、一般市民の意見を聞く機会はないということですか。パブリックコメントはいつ頃やられる予定ですか。パブリックコメントそのものがあまり正しいやり方だとは思っていませんが、仮にやるとしたらいつ頃やるんですか。

事務局：少し話が戻るかもしれませんが、まず、この構想を作る前段としてはもちろんアンケート調査をしているということで、スケジュールにも記載しております。それから懇談会については今のところ、12月中旬を考えておりますし、パブリックコメントは予定表にありますとおり平成29年の7月から9月という中に書いてありますけど、そこで1カ月やりたいというように考えております。

委員 3：例えば、今こういう審議会をやっていますけれども、これが市民参画だという認識ですか。どうなんですか。

事務局：市民参画とおっしゃられるのは、我々の認識としては地域別懇談会、ま

たはパブリックコメントであるという認識をしております。こちらの審議会としては、もちろん市民の代表者の方ということで参加していただいているのですが、それだけが単に市民参画だということよりはなりません。

委員 3 : そうですね。もしそうであれば、あまりにも責任が重い。ですから、やはり今こういう素案をまとめる段階で、本来は一般市民の方とか住民の方々、それは私も含めて住民でありますけど、もう少し参画できる機会、それをまちづくり基本条例そのものが謳っているんじゃないかなという気がします。そういうような機会を何らかの形で、私には方法はちょっとわかりませんが、何らかの方法でもう少し広く市民の意見をお聞きするというようなことは、考えていただけないでしょうか。

事務局 : ご提案として承っておきます。市民協働のまちづくりと我々が謳っている中で、市が一方的な計画を進めるということはできるだけないようにというのは十分承知をしています。

会 長 : そうですね。おそらく地域別懇談会と書かれているところが非常に大事な役割になると思います。これが単に説明会にならないようにということではないかというように思います。懇談会という本当に実のあるようなものに極力していただきたいということではないかと思います。ありがとうございます。

委員 2 : 今、先ほどの説明で、地域別懇談会は年内の12月頃に予定されているといった話でしたが、これは今日の意見で地域別に出す場合に、修正なりを加えて、当然出されるという解釈でよろしいですか。

会 長 : いかがですか。

事務局 : ご意見のとおりです。

委員 2 : 全くこのままという訳ではないということですね。

会 長 : そのままという訳ではないということです。そのほか、いかがでしょうか。今日せっかくお集まりいただいて、まだご発言いただいていない委員の方もいらっしゃいますので、せっかくの機会ですし、指名をさせていただきますので、少しコメントをいただければと思います。上から行かせていただきましょうか。委員9、お願いします。

委員 9： それでは、せっかくの機会ですので、一、二ご質問をさせていただきます。

今、瑞穂市で非常に話題になり課題になっているのは穂積駅の拠点化事業でございます。それには、過去から申し上げておりますように、やはり色々な意見を収集して、それを参考にした上で結論をお出しになるというプロセスを踏んでいただいているとは思いますが、刻々と時間が経っていく中で、色々なことが動いている訳です。例えば駅周辺における土地の問題が一番のポイントだと思うのですが、開発するには、以前より申し上げておりますように、用地がどうしても必要なんです。それを見過ごすことなく的確な情報を収集して、的確な時期に的確な価格で市が確保するという姿勢がどのような形で今後行われていくのか、あるいは現在も行われているのか、あるいは市長の考えがどうなのかというような点が非常に市民にとっては不安な要素になっているというように聞き及んでおります。したがって、その辺のところはマスタープランと直接的な関係があるかないかは別としまして、必ずしも関係がないとは言えませんので、その辺のコメントを聞きたいと思っております。

それから、2点目は、この中にも書かれておりますように、目標の3の中に「市民がスポーツやレクリエーション、文化活動を身近に楽しみ、市民同士の交流が活発な都市づくりを進める」とあります。こういうことを申しますと非常に全体的な意見ではなく、1つの具体的な事例としての意見になりますが、現状、瑞穂市におけるスポーツやレクリエーションを行う場所、これは建物も含めて土地も含めて、グラウンド不足、建物不足、あるいは活用ができないスポーツ少年団等々の問題点が浮上しております。そういう点も含めて、どのような形でその辺を捉えていくのか、あるいは積極的に対応していくのか、その辺が非常に不明確な中において、今回は色々なご意見が出ておりますように、抽象論に終始しているというところがございますので、あえて具体的な部分においてどうされていくのかということを絞り込みまして申し上げた次第でございますが、コメントがあればお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。

2点にあったかと思えますけれども、事務局のほうから何かコメントはございますでしょうか。

事務局： 第1点目のご質問で、駅の開発に向けては当然用地が必要であるので、今から買っておくべきではないかというご質問だと思います。その件につきましては、まさしくそのとおりでございますが、やはり私ども市役所といたしましては、貴重な税金を使ってということから、やはり計画なしにむやみやたらに買うことはできないというように思っておりますので、まずはこういった計画を策定し、それから着実に進めたいというように思っているところでございます。

それから、もう一つ、委員9のおっしゃるスポーツ施設等の整備ということも含めまして、いわゆる先ほど言いました7つの拠点、その都市拠点の中には、そういう施設を含めて、先ほどのコミュニティセンターを含めてということも位置づけは考えられることだと思っております。で

すから、これも抽象論になってしまうのですが、そこに位置づけをされていないと逆に後から具体的な整備計画というのが出てくるのはおかしいと思いますし、整合性がとれなくなります。その拠点にはご提案のような施設もやはり整備すべきかなというようには思っております。

会 長： よろしいですか。

委員 9： 穂積駅の問題で追加です。

今ご発言がありましたように、目的を持ってしか土地が買えないということは承知しております。しかしながら、それを例えば具体的な例で言うと、3月に駅前拠点事業の目的が具体化された、それから土地の取得に乗り出すのではもう遅いんですね。だから、目的がないと買えないとは言うものの、大変恐縮な話ですが、別な目的を立てても買っておいで、具体的な駅前拠点化事業の目標があるいは目的ができた暁には、それをうまく乗りかえていくというような、そういう弾力的な発想が行政側として検討されるべきものではないかと思う。現実には、既に駅周辺では売り出し物件も出ておりますし、あるいは将来、県の供給公社をはじめとするアパートは半分以上が空いている。こういう状況の中で、県当局とどのような交渉をしているのかという問題も含めて、それを待っていては目標はできても結果的にはいい仕上がりができないと、このような懸念を持つわけでして、行政側としてはやれることとやれないことがあるかもしれませんが、やれないことの方に傾斜することなく、やれる方向をどうするかという問題点を各担当部で協議して、前向きに進めていただくことを期待いたしたいと、このように思います。

会 長： いかがですか。

事務局： 貴重なご意見、ありがとうございます。

私どもといたしましても、やはり今売り出している土地につきましては喉から手が出るほど欲しい状況でございます。なかなか行政としては民間と違いまして、そういう先行投資といいますか、投資をしたときに逆のパターンで計画がポシャってしまっても買えなかったときに、やはり皆様の血税を使うという立場から、なかなか前向きにといいますか、一歩進めることができませんが、関係部局では、そういった情報をつかみながら、少しでも良いものにしていきたいと思っております。

会 長： ありがとうございます。

では、委員1、何かございましたらよろしく申し上げます。

委員 1： 時間がないようですので、私は返答はいいんですが、先ほども出ましたが、私はちょうど平成合併の時代に学校PTAをやっております、合併の良さというのは、いずれ学校の統廃合をしながら1つの地区、まちを造り上げていくということで、先ほどもお話がございました7校区を中心とした都市づくりとしていくのか、いずれ小学校の統廃合も含めな

がらコンパクトに人を集めていくのか、人が減少すればそういう状況にもなりますが、やはり私は巢南の田舎のほうでございまして、まだまだ地域部落とのふれあいの多いところでございますし、人が来ればコミュニケーションを持ちながらしっかりと校区ごとの単位で活動できるようなことができますので、やはりそれには新しい人にも来ていただかないといけないという住宅の問題もありますし、委員5と同じように巢南でございまして、中地区も本当に子供たちが減っていく中で、やはり人に来てもらって学校を中心に皆さんが集まれるというところ、そして防災にも取り組んでいただけたところを前提に今後考えていき、また結果としては統廃合もあり得ることかなというように自分自身は思っております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。ご意見ということで承っておきます。
ありがとうございます。
それでは、委員10、もし何かありましたらコメントをいただければと思います。

委員10： 私の方からは1点です。
国の方の施策として、10年ぐらい前は中心市街地がさびれるということでコンパクトシティを目指していたと思うのですが、その辺が今はだんだん変わってきて、そうではなくて集約型都市構造を目指すという形の中になりました。今回、瑞穂市さんの中では7つの拠点を選ばれてということで、重点地区として進めるということなので、ここが大前提となるということもございまして、この7つの拠点の必要性、そこを対外的に住民の皆さんに説明が出来るようにする。これに基づいて今後の地区別の構想も作られると思いますので、これが揺らいじょうと、地区別構想にも影響するというのもございまして、ここについてはしっかりと議論をなされて、7が良いのか、例えばそれを減らすのが良いのか増やすのが良いのか分かりませんが、この必要性だけはしっかりと整理をしておいていただければと感じております。

会 長： ありがとうございます。
今の点、非常に大事なところかと思っておりますので、よろしく願います。
それでは、委員11、いかがでしょうか。

委員11： 私は先ほど委員5がおっしゃったように、やはり農地を守って、今は良いところに住んでいると私自身も思っていますし、ここで豊かになれて緑を守ってもらいたいということで、農業委員として頭の痛いところではありますが、富有柿の発祥の地でもありますし、こうなると色々な検討をして誰かが担い手をやっていけるような、そういうことを私は願っています。やはり瑞穂市は農業もあってということで謳っていきたいというか、そういう思いです。
そして、私、よく名古屋のほうから遅くに帰ってきたりすると、すごい人が穂積駅から降りてくる。駐車場というか、道いっぱい車に迎えに

来てみえる。それを何とかしたいとか、やはり駐車場を増やしてほしいとかはあります。名古屋は大都市なので、瑞穂市はベッドタウンというか、どんどん家が建ってすごい人口が増えているのですが、やはりそういう勤めの人も守っていかないといけないし、バスの利用でもそういう遅い時間には無理かもしれませんが、やはりそういう人を助けることも大事なな思ったりします。いろいろ初めての委員会で私も緊張しておりますが、勉強させていただきたいし、たとえ少しでもこうやって皆さんと一緒に良い瑞穂市を造っていきたいという気持ちはあります。よろしいですか。

会 長： ありがとうございます。
特に1点目、農地はこの持っている良さ、そういったところもしっかりと評価した上で、それが土地利用の計画等々に反映できるようなところもきっちりと考慮していただきたいということかと思えます。2点目も非常に大事なところで、駅のターミナルとしての機能をしっかりとということですので、こちらも大事な意見ということでもよろしいですか。それでは、委員12、いかがでしょうか。

委員12： 一番最後になりました。落ちになるかと思いますが、私も委員を授かりまして、ほんとうの素人でございます。区長会でございますので、行政のことは全くうまい人間でございます。色々と皆さんのお話をお聞きしまして、マスタープランの全体構想ではないんですが、地域のことでちょっと色々とお話をします。
まず最初に、委員9が言われました穂積駅の問題です。都市基本計画という図面の中に白地がございます。白いところなんです。これは相手様もでございますけれど、ここに協力してもらって穂積駅を移転してはどうかということをお思います。それで、委員6も言われましたように、100年先を考える、これがマスタープランだと言われました。現在の穂積駅周辺で色々とお骨折りをいただいているのですが、相手様がおりますので相当きつい仕事だと思えます。白地のところで、大企業様でございますので、そういうところに協力をしていただいて、協力が得られれば穂積駅をこちらのほうへ移転すると、委員5が言われたように40万人と16万人のちょうど真ん中になります。そうすると、瑞穂市もやがて岐阜市と大垣市の中間で立派な都市計画や住宅、そういうベッドタウンができると思えます。それで、今現在お話があるように、行政のほうとしては穂積駅の近くで土地が欲しいということをお言われておりますが、それはごもっともだと私も思いますが、ずっと先を考えたときに、そのような方法で穂積駅を移転するという方法も1つの提案ではないかと思えます。
それから、先ほど委員3が言われましたように、私も区長です。委員3も区長さんでございますが、下水の問題です。これは行政として、また議員さん方がおみえになります。立法府として絶対に避けては通れない道だと思えます。どこかできちっとしたそういう処理場を造ってもらわないと、瑞穂市は面目ない、世間へ行っても、県下で反対から数えると1番か2番目だということをお聞いております。行政の下水の施工率です。でありますから、場所はともかくとして、瑞穂市としてはどこか

でそのような方法をとっていただかないといけない。私は農家です。私は上生津というところで農業をしておりますが、もう生津校区の水路は用排水が一緒です。ヘドロの水が用水のときにポンプで水をかえますと、みんな田んぼの中へ入ります。それで、ひどい農地になると、田んぼなどは3畳間か4畳半ぐらいの広さがヘドロで真っ黒になります。これでは農業もできませんし、これは本当に瑞穂市の汚点だと思います。でありますから、どこかで下水処理の問題を解決していただかないと、これは解決できない。それで、たいそうなことを申しましたが、穂積駅の移転、それから下水処理場の早期の着工を強く希望いたします。以上です。

会 長： ちょっと待ってくださいね。
今2点いただいたと思うのですが、2点目のところの下水に関しては、先ほどのお話でもあったとおりで、個別計画としての中で、今も皆さんからそれをしっかりやるべきであるというようなご意見であったかと思えますので、それはここで蒸し返すものではないのではないかというように思っております。これは、コメントという形で受けさせていただきます。1点目もなかなかのことですが、どうですか。

事務局： 駅の移転のことにつきましてですが、9月議会等でもご答弁しあげましたが、確かに白地の土地には大企業の方がみえます。その方の意向を市長とともに確認をしたところ、よほどの経済情勢がないかぎりはこちらで事業を続けていきたいというように言っておられます。また、駅を移転するにしても、相当のお金がかかります。というのは、私、たまたま前の業務でJRとお仕事を一緒にさせていただいたことがあるのですが、そこは橋をちょっと上流へ5mほど動かしたかったですけれども、電車というのは急には曲がれませんので、その影響範囲が1kmぐらい出てきます。それをやると、工事費だけで40億かかると言われました。今、この駅を真ん中に持ってくるということは、2kmくらい駅を移転させることになりますので、そういったしますと、工事費というのはさらに40億だけで済むものではございませんし、橋移設の時には線路を動かすだけで40億でしたので、駅の更新についてはさらにお金がかかるということになってきます。今の瑞穂市の経済状況を見ますと、今の駅のところで拠点化を進めるのがやはり早期に都市計画といえますか、マスタープランの夢がかなうのではないかというように思っておりますので、今の現施設で進めさせていただきたいと思えます。以上でございます。

会 長： なかなか難しいというところはあるんですけども、確かに駅前のスペースが厳しいというのは事実ですね、あそこは。白いところに移せるものであれば、もちろん良いのかもしれないですけど、どうなんでしょうかね。可能性はあるのかもしれないですが、いずれにせよ、そういった意見もあったというところで、ここは留めさせていただきたいと思えます。
委員2、どうぞ。

委員 2 : マスタープラン自身は、夢的な50年、100年先の物語ということと、もう一つは、5年、10年で我々はこうあるべきだということと2つに分けて出すみたいなこともあってもいいんじゃないですか。このまま出されたら、それこそ住民は、何だ、前と変わっていないというだけのもので、そこを分けてという提案です。

会 長 : ありがとうございます。
一般的にマスタープランというのは、いわゆる将来の30年間、50年間のものとして、5年、10年というのは、よく言うのは行動計画とかアクションプランというような形でもう一本作ることが多いと思います。

委員 2 : そうですね。

会 長 : そうですね。
そういった中で、今のご提案というか、それは間違いなく5年、10年のプランというのは重要になってくるとは思いますが、それはおそらく別途に造っていただくという理解でよろしいですかね。それは個別計画のほうに含まれるというような感じなんですかね。いずれにせよ、具体の計画はどこかで作られるはずで。私が先ほど申し上げた中では、マスタープランの30年間、50年間のものをつくる上でも、やはり5年、10年のことを想定しながらやらなければならないだろうというようなそういうイメージで、ここの連携が大事なのではないかということになるかと思えます。

委員 2 : 地域別懇談会でこれをおろした場合に、ただ単に言ったら夢物語やということになってしまうだろうし、それと同時にそういったものも必要だと思う。

会 長 : 近々のものですね。

委員 2 : 5年、10年先の計画を一緒に出さないと、地域住民は討議にならないと思います。

会 長 : そのようなご指摘ですけれども、いかがですか。
なかなか現実の話として想像が付きづらいんじゃないかということですよ。

委員 2 : そうですね。別に12月にどうしても地域住民の懇談会をやらなければいけないということで決まっている訳ではないですから、間に合った時点で討議が深まるようにそういうものを出して開催するということで、来年の2月なり3月でもいい訳ですね。

会 長： といったご意見ですけれども、いかがですか。

事務局： 本日、ご意見を頂戴しております計画につきましては、全体構想というものでご意見をいただいているという中で、都市計画マスタープランの構成といいますのは、全体構想プラス7校区別に分けた地域別構想というのがあります。各地域のほうでご意見をいただく際には、今日はお示しができるものはありませんが、各地域ごとでどのようなまちづくりを進めていくんだというところをもう少し分かりやすいもの、もう少しその地域の特性、その地域を考えたプランニングをお示しして、ご意見をいただくような形で考えております。

委員 2： 地域ごとで地域のことを検討するという、それは分かりますけれども、要は全体があって地域ですから、全体のほうも地域の人だって話をしたいといけない。俺のところはこうだけど瑞穂市はどうなんだということ、全体の中での地域ですからね。全体のものを除いて地域だけ出すからという形はちょっとおかしいと思います。

会 長： そういう訳ではないですよ。

事務局： そういう訳ではございません。今日お示ししました全体の話とプラス地域の話という2つを地域別懇談会のときにお話しをさせていただく予定です。

委員 2： 分かりましたけど、私が言ったのは、50年、100年先の本当に夢、こうありたいというものと、5年、10年先の行動計画とかそういったものを分けて出して、そのところに地域のものという形で出さないと本当に討議にならないのではないかと思います。

委員 3： その関連です。
地域別の懇談会は校区別でという話でしたね。校区別でどのような形態でやられるというのか。私は小学校校区の一応自治会連合会を担っている訳ですけれども、どういう形で開催をさせていただくのが一番校区の意見が集約できるのかと思う訳です。だから、市は今どういう形でやろうというように考えていますか。10月から12月のところに予定が入っている訳ですから、もう予定は決まっているのでしょうか。

会 長： いかがですか。

事務局： 具体的な日程等というのが、本日のご意見を踏まえてということになりますけれども、基本的には先ほどもお話がありましたとおり、総合計画の策定の際に各校区別で開催させていただいた、そのような形の手法で考えています。

委員 3： でも、それは都市整備部長が先ほど、あれは決まっていますあまりにも時間がないというようなお話がありました。これだと、そういうことからしたら決まってからそんなに時間がない。そうすると総合計画の説明会でも出ましたけれども、市が考えることをざっと流しているだけ。もちろん質疑とかはありましたけど。あれで校区の意見が集約されたとは思わない。もっとやり方を考えてほしいと思いますので、あえて申し上げている。

委員 2： 私も別のところの生津で出ましたけれども、本当に15人ぐらいで、あれで地域の意見が聞かれたよという形でとられてしまうと非常に残念だし、あんなやり方ではやっても意味がないのかなと思います。全く意味がないということはないでしょうが、もっと集めるということを実際にやってほしいということで、その場で市に要望しましたけれども、その後一番最後の本田のコミセンに行ったときにも同じ状況だった。何もそういった呼びかけもされていない。ただやりましたよという実績だけを作ろうといったことしか感じられなかった。

会長： 今のところは、今後の地域別懇談会のところで、先ほども途中で実のあるものというようなお話もあったかと思えますし、そのあたりを再度検討いただくということによろしいですかね。

委員 2： はい。

会長： よろしくお願ひします。
すみません。ちょっと私のハンドリングが悪くて15分ほど予定を超えてしまいましたが、最後に少しだけ総括をさせていただきたいと思ひます。私も色々とお聞きしたいことはたくさんありましたが、皆さん、さまざまな視点からコメントをいただきまして、非常に良かったと思ひます。逆に事務局のほうには、たくさん宿題があったかと思ひますけれども、今後、ご検討いただければと思ひます。

私自身は、見ている中で、実は皆さんのコメントというのは全てつながっているように思ひました。1点目は、先ほど委員7からコンパクトシティ・アンド・ネットワークの考え方と瑞穂市というのが本当に合うのか合わないのかというところで、実はコンパクトシティ・アンド・ネットワークというのは非常に過激なことを書いているんです。つまり、よくよく見ると、市街地を潰すような絵を描いているんですね。実は本当はそうなんです。国交省が求めているのは実はそういうことなんです。それに対して、先ほどの答弁にもありましたけれども、どちらかというところではなくて、機能を集めましょうということなんですけれども、実はこれは意外に中途半端にやると逆にコストがかかる可能性がありますし、逆にうまくいかない可能性があります。市として、ここにはもう住んじゃいけないよなんて言うことは当然できないことですから、やれるとしたら誘導をしていくといいでしょうか、都心部を開発してそちらに呼び込むというようなことになるのかもしれませんが、それを本当にやっていくのか。

もう一つの考え方としては、もちろんそういったところを便利にして外

から人を呼び込んできて、今のところは今の状態でうまく繁栄といたしましようか、今の状態を維持できるような、おそらくそういった回答をされたんだと思うんです。そういうことを考えた場合に、どのように瑞穂市の魅力を高めていくか、あるいはもう一つの視点として、最後に委員11がおっしゃられていたような今の産業をどのように大事にしていくのか、農業であり、そのほかのものであり、そういったことも考えた上でのまちのあり方というか、ビジョンですよね。まさにそういったものを考えていく必要があるんだろうと思います。

そういった中で、そういうことを考えたときに、確かに7つ出てきている拠点というのが本当にこの7つで良いのか、これは委員4もおっしゃっておられたと思うんですけれども7つで十分なのか、5万5,000人を7で割ったら8,000人ぐらいだよねと。8,000人で本当にこういったものが成立するのか。これも1つの大事な視点だと思います。それがいわゆる既定路線の今そこにあるからだけではなくて、本当に適切なサイズなのか、もしかしたら5であるべきかもしれないし、もしかしたら9である可能性も当然ありますよね。それをご指摘をいただいていたと思います。そこはもう少し議論をするべきではないでしょうか。今あるところで選んだらちょうど7つで良い感じで並びましたというのだけだと、やはり弱いんじゃないかなというところが少し感じられます。

それとも絡めて、もう一点、やはり一番私が気になっているのは、国交省の流れの中では、実はネットワークというのは公共交通なんです。これは実はすごく都市としての大きな意識転換だと見ていて、今まで公共交通というのはインフラではなかったのです。インフラの上を走っているおまけのような位置づけだったと思います。それが実は、この計画を考える中では、公共交通というものはその拠点を結ぶインフラであるという前提なんです。そのように見た場合、今日の資料を見ると、実は公共交通は、先ほども網形成計画を作りますというようなお話とかは出てきているんですが、それほど主体的にこの中には書き込まれていないように思います。軸ということ言うと少し書いてあるところがありますけれども、もし本気でコンパクト・プラス・ネットワークの概念に従っていくのであれば、公共交通はもっと前に出てこないといけないものであるべきだと思いますし、やはり先ほども申し上げたとおり、インフラとしての位置づけということまでもっていく必要があるんじゃないかなと思います。

その中で、実はもう一つは、樽見鉄道が全然議論に入っていないんですね。これも大事なインフラだと思います。実は都市軸とも若干ずれていて、十九条の駅のところはきっちり書いてあるんですけれども、もちろんこれは1市でできるものではないですけれども、やはり瑞穂市として樽見鉄道をどのようにしていきたいのかというところは、どこかにやはり意思表示がある必要があるのではないのかなというように感じました。

私自身が全体として感じたのはそういったところでして、他にもちょこちょこ細かいところはありますが、全体としてはほんとうに皆様のご指摘いただいたようなところのいわゆるビジョンといたしましようか、あるべき姿のところをもう少し強めていただきたいなということと、今個別で申し上げたようなところを再度検討いただいて、今後の地域別懇談会あるいは地域別のところの次回の審議会の議論のほうにつなげていっ

ていただければと思います。今日は、ここで議決をするものではないと聞いておりますので、こういった意見を酌んでいただいて、再度事務局のほうでご検討いただければと思います。

すみません、20分ほど予定を超過してしましまして申し訳ございません。

これで一応議題のほうは閉めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、今日の議題は1点だけということですので、これで議題のほうは終了させていただいて、あと、事務局のほうから報告事項等ございますでしょうか。

事務局： 次回の審議会でございますけれども、一応スケジュールにありますように、来年の1月から3月の間で予定しております。実際の日にはち等は、またご案内をさせていただきます。また、事前の説明等もさせていただきますのでよろしく願いいたします。

会長： 分かりました。

それでは、これもちまして第1回瑞穂市都市計画審議会を閉会いたします。本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。